

## 「白兎養護学校通学バス」と「くる梨」のバス停共用について

### 1. 経過等

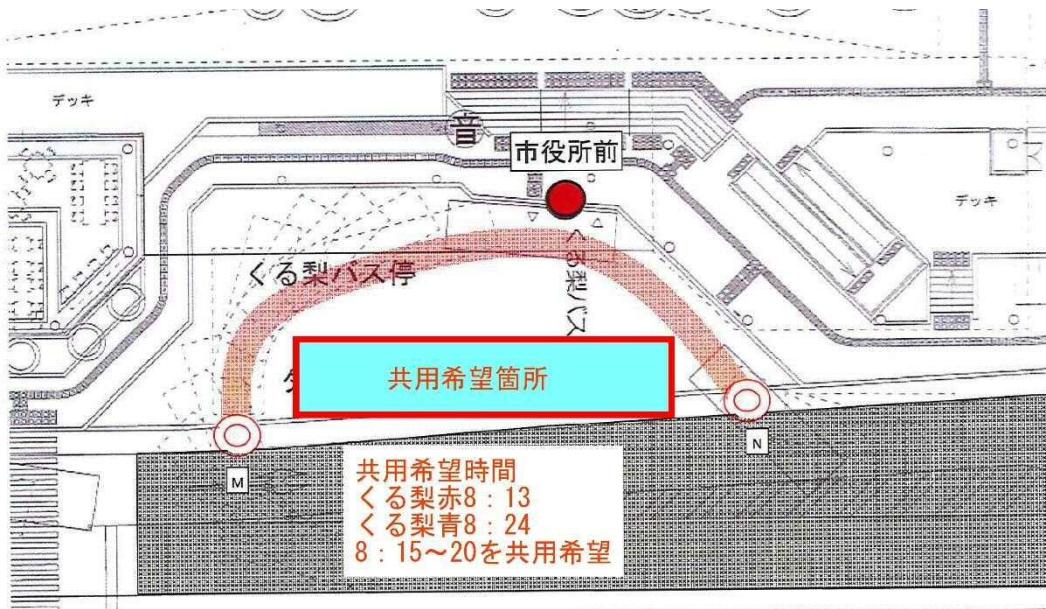
鳥取県立白兎養護学校（以下「白兎養護学校」という。）の児童生徒数が増加したことにより、令和7年4月から通学用のバスを1台増便しています。

これまで鳥取駅南口タリーを乗降場所としていたが、通学時間帯において乗降スペースが十分でなく停車できないことがあります。白兎養護学校として対応に苦慮しています。

白兎養護学校としては、安全な乗車スペース及び児童生徒・保護者の待機場所を確保するため、鳥取市100円循環バスくる梨（以下、「くる梨」という。）の鳥取市役所前バス停を通学バス停留所として共用することを希望するものです。

### 2. 共用内容について

- (1) 対象車両 白兎養護学校通学用バス（1台）  
道路運送法第21条による一般旅客自動車運送の車両
- (2) 運行事業者 鳥取市湖山町西三丁目566-1  
流通株式会社（一般貸切旅客自動車運送事業者）
- (3) 共用場所 くる梨「鳥取市役所前」バス停 ※下図
- (4) 共用時間帯 平日の午前8時15分から8時20分  
※くる梨のダイヤ改正がある場合は都度調整



### 3. その他

- (1) 当該バス停留所は、くる梨の運行事業者である日ノ丸自動車株式会社及び日本交通株式会社が使用する乗合自動車の停留所となっています。2社に事前相談し、くる梨運行に支障のない時間での共用あれば了解との回答を得ています。  
なお、くる梨運行に支障がない時間とは、くる梨赤コースが発車する8時13分から青コースが到着する8時24分までの間です。
- (2) 市役所敷地内に位置することから、鳥取市にも事前に確認しています。
- (3) 令和7年度において利用する児童生徒数は約10人です。
- (4) 生活交通会議での合意を経て、公安委員会へ必要書類を提出し、公安委員会の公示後に供用を開始します。

# (案)

令和 7 年 5 月 日

鳥取県公安委員会委員長 様

鳥取市生活交通会議  
会長 谷本 圭志

## 鳥取市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意書

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、鳥取市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車について下記のとおり合意したことを証する。

### 記

- 1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称  
別紙「停留所一覧」のとおり。
- 2 1 に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲  
一般貸切旅客自動車運送事業者（流通株式会社）が行う一般旅客自動車運送「通学バス」（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 21 条）の用に供する自動車。
- 3 1 における 2 の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるよう  
にするため必要と認める事項  
1 の停留所における 2 の停車又は駐車は、2 に係る運行時間内に限るものとする。

### 【添付書類】

- ・鳥取市生活交通会議設置要綱
- ・鳥取市生活交通会議委員名簿
- ・鳥取市生活交通会議議決結果

# 別紙

## 白兎養護学校貸切バス（スクールバス）及び100円循環バスくる梨のバス停利用時間状況等

	共用バス停の名称	共用バス停の本数	循環バスがバス停を利用する時刻（抜粋）	貸切バスがバス停を利用する時刻
1	市役所前	1	8:13,8:43（赤コース） 8:24,8:48（青コース）	市内B（井原公園前→市役所前→白兎養護学校）8:15